

生駒市規則第 15 号

公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 7 月 2 日

生駒市長 山下 真

公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する規則（平成 14 年 3 月生駒市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「財団法人生駒メディカルセンター」の次に「、財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。